

# 検定協会だより

12

令和4年12月  
第504号



# 目次

巻頭のことば

## 1 市民が安心して暮らせるまちづくり

千葉県消防局長 白井 一広

事例紹介

## 4 東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の火災状況

東京消防庁予防部調査課

協会情報

## 18 消火器及びエアゾール式簡易消火具の廃棄、 住宅用防災警報器の警報について

企画研究部消費者相談室

おしらせ

## 22 有効期限を経過した受託評価品目

23 協会通信・業界の動き・  
消防庁の動き

28 検定・性能評価・受託評価数量  
(令和4年11月)

26 新たに取得された型式一覧

検定協会だより

12

令和4年12月  
第504号



JSF 日本消防検定協会

令和4年12月号

<http://www.jfeii.or.jp>

## 市民が安心して暮らせる まちづくり



千葉県消防局長  
白井一広

### 千葉市について

千葉市は中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区の6区からなり、令和4年4月1日現在、人口975,947人、面積は271.76km<sup>2</sup>で千葉県の中央部に位置しています。地形は緑豊かな下総台地の平坦地におおわれ、その一部は東京湾に面しており、かつては約19kmにわたる干潟が続いていましたが、現在は市域の約8分の1に相当する埋立地となっています。また、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に大変恵まれています。

本市の都市としての始まりは、桓武天皇の血を引く関東の名族、桓武平氏平高望の子孫、常重が平安時代後期の大治元（1126）年に、現在の中央区に本拠地を移し、初めて「千葉」と名乗ったこととされています。常重の子、常胤は1180年、石橋山の戦いに敗れた源頼朝が海を渡って房総に逃れてきた際に、いち早く頼朝の味方に付き、頼朝を支え、筆頭御家人として活躍したとされています。

昨年の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」では大規模コンベンションセンターである幕張メッセにおいてオリンピック3競技、パラリンピック4競技が開催されました。また、今年度は政令指定都市に移行して30周年にあたり、本市をホームタウンとする千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド千葉などプロスポーツチームを通じて千葉市に魅力と誇りを感じて頂けるよう、ホームタウンの推進に取り組んでいます。



千葉開府900年ロゴマーク



幕張メッセと千葉市消防防災ヘリコプター

## 千葉市消防局について

千葉市消防局は、本部機構として3部10課（消防学校含む）、消防署機構として6消防署19出張所5特別救助隊で構成され、職員数は令和4年4月1日時点で965人（再任用含む）となっています。

厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面していますが、引き続き、多岐にわたる災害から市民の安全・安心を守り、消防の使命を達成するため、当局では、次の項目を運営方針として安全対策を推進しています。

### 1 質の高い消防行政サービスを提供するための消防組織体制の整備

千葉県内の航空消防防災体制を一手に担っている本市消防防災ヘリコプターの運用の適正化を目指し、千葉県との共同運航体制の構築に係る協議を進めるほか、地域消防防災の中核的役割を担う消防団の充実強化を推進するとともに、救急車の適正利用などについて、効果的に市民の意識や行動に働きかけるための積極的な消防広報を展開します。

### 2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

毎年、全国各地で発生している大規模な自然災害及び世界的に発生が危惧されている爆発物等を用いたテロ災害など、複雑多様化・大規模化するあらゆる災害から、市民の生命・身体・財産を守るため、指揮体制の強化及び消防力の向上を目的として警防技術大会を実施するなど、常日頃から訓練に精励し消防・救助体制の充実強化を図ります。

また、年々増加する救急出動に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急

---

需要がさらに高まりを見せる中、ICTを用いた救急活動の効率化及び高度化する救急業務に対応できる救急隊員の育成を行うほか、心肺蘇生を実践できるバイスタンダーの育成等、応急手当普及啓発活動を推進することにより、救急活動体制の強化を図ります。

さらに、通信指令体制の充実強化を図り、市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化を推進します。

### 3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

急速に進む高齢化の中、市民が安心して暮らせる街づくりのため、防火意識の普及啓発と住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカーの普及促進を図ります。

また、火災危険の高い防火対象物に対する査察の推進、効果的かつ効率的な査察実施体制の構築及び火災調査体制の充実強化並びに危険物、火薬類及び高圧ガスを取り扱う事業所の防災体制の強化など社会情勢等の変化に対応した各種施策を推進します。

### 終わりに

当局では、これらの方針を中心に、今後も市民の安全・安心を図るため、職員一丸となって日々の業務に邁進してまいります。

結びに、日本消防検定協会の御発展と全国の消防関係者の皆様の益々の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、巻頭のことばとさせていただきます。

# 東京消防庁管内における火災の概要と 政令対象物の火災状況

東京消防庁予防部調査課

## 1 はじめに

政令対象物とは、防火対象物のうち消防法施行令（以下「政令」という。）別表第一（18項から20項を除く。）に掲げる建物を指します。令和3年12月末現在、東京消防庁管内の政令対象物は436,857棟で、5年前の平成29年と比べて29,350棟（7.2%）増加しています。

本稿は、令和3年中に東京消防庁管内で発生した火災の概要と政令対象物（共同住宅等を除く）のうち、火災件数が多い「飲食店」及び「事務所等」の火災の状況をまとめたものです。

## 2 令和3年中の火災の状況

### (1) 火災状況

火災種別、損害額及び死傷者等の状況をみたものが表1、表2です。

令和3年中の火災件数は3,939件で、前年に比べ245件増加しました。当庁は昭和35年から逐次都内市町村の消防事務の受託を開始し、火災件数が9,000件台に達した時期もありましたが、その後減少傾向が続き、平成18年に6,000件を切り、平成26年には5,000件を切り、平成28年以降は4,000件前後を推移し、令和3年は昭和35年以降で最少の件数を記録した令和2年に次いで2番目に少ない件数となりました。

### (2) 火災による死傷者の状況

火災による死者の発生状況及び自損を除く死者の年齢区分別発生状況をみたものが図1、図2です。

令和3年中の火災による死者は86人で、前年と同数でした。死者86人のうち、自損14人を除いた死者数は72人で、前年と比べて4人減少しました。

令和3年中の自損を除く死者のうち、高齢者の死者は56人（77.8%）で、8割近くを占め、前年より2.8ポイント増加しています。

表1 火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 状 況												
	合 計	建 物					林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	治 外 法 権	延 焼 火 災 管 外 からの
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	物 ぼ や							
24年	5,089	3,346	110	119	578	2,539	2	300	2	1	1,437	-	1
25年	5,191	3,269	124	93	565	2,487	3	299	3	1	1,615	-	1
26年	4,805	3,002	89	84	506	2,323	5	332	2	-	1,463	1	-
27年	4,433	2,922	84	93	515	2,230	3	296	2	3	1,204	3	-
28年	3,982	2,766	75	89	421	2,181	1	275	3	1	934	2	-
29年	4,205	2,837	84	77	474	2,202	3	216	-	-	1,148	1	-
30年	3,973	2,696	64	87	447	2,098	2	225	3	-	1,046	1	-
元年	4,089	2,904	81	83	455	2,285	5	206	1	-	969	3	1
2年	3,694	2,667	63	73	404	2,127	1	216	-	-	809	1	-
3年	3,939	2,812	71	76	349	2,316	6	215	1	-	901	4	-
前年比	245	145	8	3	▼55	189	5	▼1	1	-	92	3	-
平均	4,340	2,922	85	87	471	2,279	3	258	2	1	1,153	2	-

- 注1 治外法権とは、治外法権地域及び対象物の火災のことをいいます。  
 2 管外からの延焼火災とは、当庁管轄地域外から発生した火災が当庁管轄地域に延焼した火災のことをいいます。  
 3 治外法権火災及び管外からの延焼火災は火災件数のみ計上し、他の項目欄には計上していません。  
 4 ▼は減少を示します（以下同じ）。

表2 火災状況（最近10年間）その2

年 別	損 害 状 況								
	焼 損 棟 数	り 災 世 帯	り 災 人 員	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	林 野 焼 損 面 積 (㎡)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
24年	3,869	2,593	5,287	25,079	7,861	12,100	4,479,117	115 (21)	832
25年	3,803	2,594	5,126	25,674	11,377	2,200	6,037,529	87 (10)	781
26年	3,451	2,587	4,955	23,478	9,066	85,700	4,889,803	94 (16)	790
27年	3,390	2,413	4,802	20,750	9,521	2,100	3,925,669	95 (16)	827
28年	3,107	2,133	4,123	17,529	6,886	100	4,924,408	83 (15)	853
29年	3,266	2,486	4,884	20,719	8,275	3,200	5,147,050	79 (14)	758
30年	2,999	2,200	4,239	18,604	12,001	42,000	6,070,983	86 (12)	798
元年	3,284	2,335	4,395	18,295	7,836	78,200	7,688,941	108 (17)	705
2年	3,028	2,239	4,270	16,136	7,386	1,400	5,601,522	86 (10)	710
3年	3,228	2,382	4,527	16,448	7,456	48,000	4,208,012	86 (14)	664
前年比	200	143	257	312	70	46,600	▼1,393,510	- (4)	▼46
平均	3,343	2,396	4,661	20,271	8,767	27,500	5,297,303	92 (15)	772

- 注1 林野焼損面積は100㎡未満の端数を四捨五入したものです。  
 2 死者の（ ）内は、「自損行為による死者」を内数で示したものです。

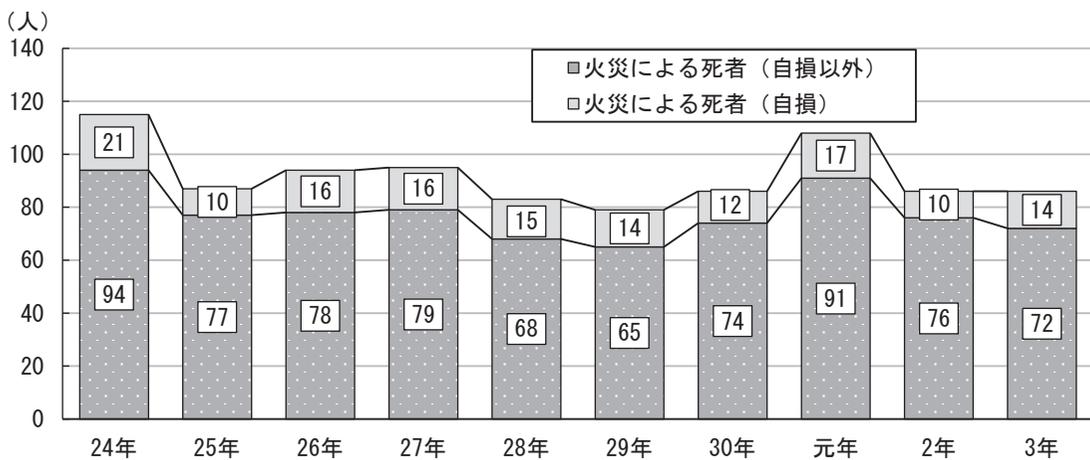


図1 火災による死者の発生状況

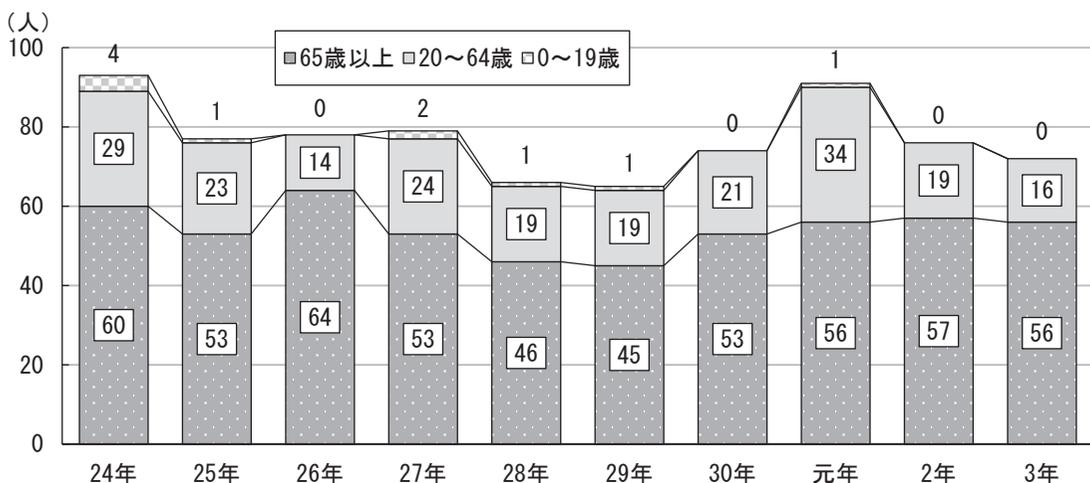


図2 自損を除く死者の年齢区分別発生状況

注 平成24年の年齢不明の死者1人、平成28年の年齢不明の死者2人を除いています。

### (3) 火災による負傷者の状況

火災による負傷者の年代別推移（消防活動従事者及び自損を除く）をみたものが図3です。

令和3年中の負傷者664人のうち、消防職員・団員などの消防活動従事者6人（前年比1人増加）、自損による負傷者11人（前年比4人減少）を除いた負傷者は647人で、前年と比べて43人減少しています。

負傷者の年齢区分別発生状況の推移をみると、高齢者の負傷者は平成25年に次いで少ない人数となっており、20~64歳の負傷者は最近10年間で最も少なくなっています。

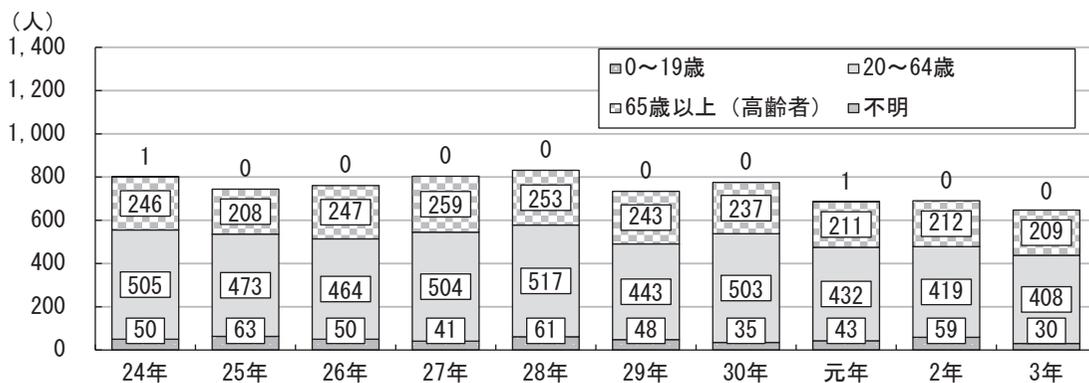


図3 火災による負傷者の年代別推移 (消防活動従事者及び自損を除く)

#### (4) 主な出火原因の傾向

令和3年中の主な出火原因をみたものが表3です。

令和3年中の主な出火原因で最も多いのは「放火 (疑い含む)」の590件で、前年 (641件) よりも51件減少し、全火災件数 (治外法権火災及び管外からの延焼火災を除く) に占める「放火 (疑い含む)」の割合は15.0%で、前年の17.4%と比べて2.4ポイント減少しています。

次いで「たばこ」は583件であり、前年 (508件) と比べて75件増加しました。

表3 主な出火原因別火災件数 (件) (令和3年中の上位10件)

年 別	放火 (疑い含む)	たばこ	ガステーブル等	大型ガスこんろ	コンセント	電気ストーブ	差込みプラグ	コード	屋内線	蛍光灯
24年	1,507	709	441	92	70	118	56	77	33	37
25年	1,622	737	418	102	66	105	69	49	46	45
26年	1,381	710	415	110	48	104	59	45	41	42
27年	1,027	664	457	118	53	75	47	57	46	42
28年	881	586	363	110	59	85	64	61	41	41
29年	896	691	360	95	59	100	64	74	40	35
30年	705	651	305	98	56	71	64	57	39	35
元年	641	689	347	110	56	85	85	62	56	43
2年	641	508	399	72	59	69	62	60	28	41
3年	590	583	361	90	86	85	82	53	42	41
前年比	▼51	75	▼38	18	27	16	20	▼7	14	-
構成比 (%)	15.0	14.8	9.2	2.3	2.2	2.2	2.1	1.4	1.1	1.0

注 構成比は令和3年中です。

## (5) 建物出火用途別の火災状況

令和3年中の建物から出火した火災（火元の用途が建物の火災）は2,720件で、前年と比べて122件増加しました。

主な建物出火用途別の火災件数をみたものが表4です。

令和3年中の火災状況は、「住宅・共同住宅等（下宿・寄宿舍含む）」の居住用建物からの出火が1,617件（59.4%、前年比0.4ポイント減少）、「飲食店」が288件（10.6%）、「事務所等」が162件（6.0%）などとなっています。

以下、政令対象物のうち火災件数が多い「飲食店」及び「事務所等」について取り上げます。

表4 建物用途別の火災状況（令和3年中の住宅火災を除く上位8位）

年 別	住 宅 火 災	内 訳		飲 食 店	事 務 所 等	百 貨 店 ・ 物 販 等	工 場 ・ 作 業 場	ホ テ ル ・ 旅 館 等	病 院	駅 舎 等	学 校	建 物 か ら 出 火 （ 合 計）
		住 宅	共 同 住 宅 等									
24年	1,916	724	1,192	295	144	116	101	17	19	32	37	3,206
25年	1,777	680	1,097	311	130	130	113	25	19	32	38	3,127
26年	1,694	634	1,060	296	123	113	84	33	13	22	27	2,878
27年	1,675	615	1,060	339	121	87	95	26	20	18	29	2,827
28年	1,497	539	958	345	126	103	89	37	17	21	33	2,681
29年	1,597	579	1,018	318	151	110	84	36	24	14	31	2,730
30年	1,484	539	945	330	142	94	90	19	21	16	40	2,609
元年	1,543	583	960	368	175	112	85	30	20	20	51	2,811
2年	1,553	564	989	244	155	116	64	21	27	27	25	2,598
3年	1,617	600	1,017	288	162	117	74	26	26	25	24	2,720
前年比	64	36	28	44	7	1	10	5	▼1	▼2	▼1	122
平均	1,635	606	1,030	313	143	110	88	27	21	23	34	2,819

注 事務所等は、15項のうち事務所、官公署及び銀行の合計です。

## 3 飲食店

### (1) 火災状況

ここでいう「飲食店」の火災とは、政令別表第一(3)項口に定める用途部分から出火した火災をいいます。

最近10年間の火災状況をみたものが表5です。

令和3年中の火災件数は288件で、前年と比べて44件増加し、最近10年間で令和2

年に次いで少ない件数です。火災程度別にみると、前年と比べて半焼が2件、部分焼が5件減少し、ぼやが51件増加しています。

焼損床面積は前年と比べて90㎡減少の404㎡となっています。

火災による死者は発生しておらず、負傷者は55人で前年と比べて6人増加しています。

表5 年別火災状況（最近10年間）

年 別	合 計	火 災 程 度				損 害 状 況				
		全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
24年	295	1	3	64	227	615	567	173,645	1	56
25年	311	1	5	66	239	1,224	1,084	289,736	1	75
26年	296	2	4	55	235	1,539	986	341,133	-	72
27年	339	2	8	65	264	1,608	1,085	322,284	-	86
28年	345	2	6	54	283	1,196	1,107	467,523	-	83
29年	318	4	3	58	253	1,386	816	534,222	1	60
30年	330	1	4	53	272	642	914	277,191	-	77
元年	368	1	3	74	290	680	659	361,249	1	75
2年	244	-	6	36	202	494	590	187,306	1	49
3年	288	-	4	31	253	404	337	166,920	-	55

## (2) 出火原因

業態別の出火原因をみたものが表6です。

### ア 燃焼器具

燃焼器具による火災は137件（47.6%）で飲食店火災の5割近くを占めています。このうち、「大型ガスこんろ」、「大型ガスレンジ」からの出火が多くなっており、これらで、燃焼器具全体の7割以上を占めています。

### イ 電気設備器具

電気設備器具による火災は99件（34.4%）発生しており、このうち「コンセント」が15件（15.2%）、「電磁調理器」が14件（14.1%）などとなっています。

表6 業態別の出火原因

業 態	合 計	出 火 原 因																
		燃 焼 器 具					電 気 設 備 器 具					固 体 燃 料 具				た ば こ	放 火	そ の 他
		小 計	大 型 ガ ス こ ん ろ	大 型 ガ ス レ ン ジ	ブ タ ン ガ ス ト ー チ バ ー ナ	そ の 他 の 燃 焼 器 具	小 計	コ ン セ ン ト	電 磁 調 理 器	屋 内 線	そ の 他 の 電 気 設 備 器 具	小 計	焼 肉 炉	炭 火 七 厘 こ ん ろ	そ の 他 の 固 体 燃 料 使 用 器 具			
合 計	288	137	77	20	7	33	99	15	14	5	65	24	8	4	12	10	3	15
酒 場 ・ ビヤホール	70	36	18	10	4	4	13	2	2	2	7	13	7	3	3	3	-	5
中華料理店	49	29	28	-	-	1	17	5	2	-	10	-	-	-	-	2	-	1
その他の食堂・ レストラン	37	19	7	1	-	11	11	2	3	-	6	4	-	1	3	-	1	2
西洋料理店	28	5	-	4	1	-	16	5	1	-	10	4	-	-	4	1	-	2
そ の 他 の 一 般 飲 食 店	24	10	1	3	-	6	12	1	1	-	10	1	1	-	-	-	1	-
喫 茶 店	21	8	2	-	2	4	11	-	1	1	9	-	-	-	-	2	-	-
そば・うどん店	17	10	8	-	-	2	5	-	2	-	3	-	-	-	-	-	1	1
日本料理店	14	7	5	2	-	-	3	-	1	-	2	2	-	-	2	1	-	1
す し 店	8	4	3	-	-	1	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1
一 般 食 堂	8	5	3	-	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
パ ー ・ キャバレー・ ナイトクラブ	7	3	2	-	-	1	3	-	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-
そ の 他	5	1	-	-	-	1	4	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-

(3) 発見・通報・初期消火等の状況

ア 火災発見者の発見後の行動

火災発見時、鎮火状態であった55件を除いた233件の火災のうち、火災の発見者が「行為者」と「行為者以外の当該従業員」である141件の火災発見後の行動についてみたものが表7です。

表7 発見者区分別火災発見後の行動

発見者	発見後の行動											
	合計	消火した	消火後通報した	他人に火災を知らせた	他人に通報した	消火後他人に知らせた	通報した	他人に知らせた	他人に通報した	消えないので通報した	消えないので避難した	その他
合計	141	32	18	15	11	8	7	7	4	4	4	31
行為者	59	19	7	4	2	4	3	3	-	2	1	14
行為者以外の従業員	82	13	11	11	9	4	4	4	4	2	3	17

このうち、「消火した」が32件（22.7%）と最も多く、次いで「消火後通報した」が18件（12.8%）、「他人に火災を知らせた」が15件（10.6%）などとなっています。

イ 通報状況

通報状況をみたものが図4です。

このうち、「発見後すぐに通報した」が151件（52.4%）と最も多く、比較的早期に通報行動がとられている状況といえます。次いで「消火してからすぐに通報した」が37件（12.8%）及び「消火後しばらくしてから通報した」が23件（8.0%）などとなっています。

ウ 初期消火状況

初期消火状況をみたものが図5です。

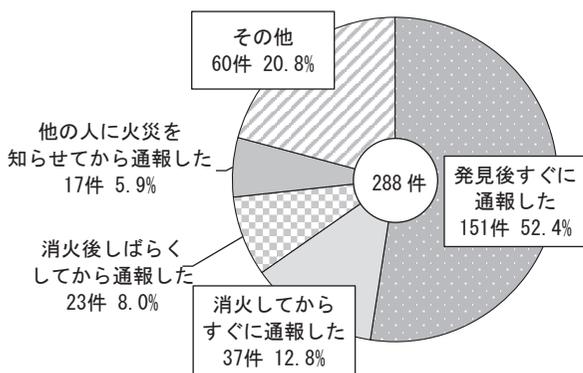


図4 通報状況

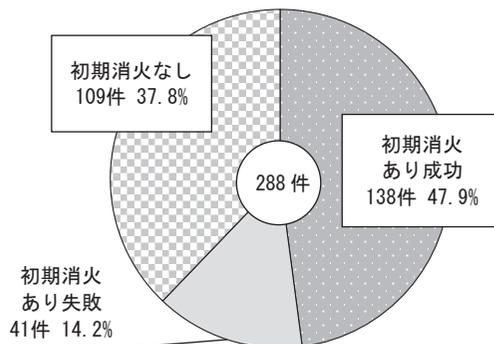


図5 初期消火状況

飲食店から出火した火災288件のうち、初期消火が行われた火災は179件で、その従事率は62.2%です。初期消火が行われた火災179件のうち、初期消火に成功したケースは138件（77.1%）となっており、初期消火に失敗したケースは41件（22.9%）で、その主な理由は、「ダクト内から出火」が8件（19.5%）、「濃煙が充満した」が6件（14.6%）、「消火剤がかからず」及び「出火箇所が不明確」が各4件（9.8%）などとなっています。

#### エ 避難状況

避難行動のあった火災は58件で、前年と同件となっています。

## 4 事務所等

### (1) 火災状況

ここでいう「事務所等」の火災とは、政令別表第一(15)項に定める「その他の事業所」の用途部分のうち、「事務所」、「銀行」及び「官公署」から出火した火災をいいます。

最近10年間の事務所等の年別火災状況をみたものが表8です。

令和3年中の「事務所等」の火災は162件で、前年と比べて7件増加しており、内訳は、「事務所」が142件、「官公署」が18件、「銀行」が2件となっています。

火災程度別にみると、ほやが150件（92.6%）、部分焼が12件（7.4%）で、ほやが9割以上を占めています。

火災による死者は発生しておらず、前年と比べて1人減少し、負傷者は13人で前年と比べて4人減少しています。

表8 年別火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 件 数					損 害 状 況				
	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ほ や	焼 損 床 面 積 ( $m^2$ )	焼 損 表 面 積 ( $m^2$ )	損 害 額 (千 円)	死 者	負 傷 者
24年	144	-	2	14	128	173	206	55,209	-	13
25年	130	5	2	7	116	550	270	167,085	-	6
26年	123	2	1	15	105	481	110	166,624	-	9
27年	121	2	-	11	108	270	79	72,373	1	15
28年	126	1	-	8	117	161	119	27,383	-	5
29年	151	1	2	10	138	276	239	222,115	1	3
30年	142	5	2	15	120	1,010	128	102,555	-	11
元年	175	1	2	10	162	380	346	404,162	-	14
2年	155	2	2	19	132	861	237	169,677	1	17
3年	162	-	-	12	150	325	93	241,243	-	13

## (2) 出火原因

出火原因と出火箇所をみたものが表9です。

主な出火原因では、たばこが11件となっており、電気設備機器の火災は合計で138件となっています。

### ア たばこ

たばこによる火災11件の出火箇所をみると、「一般事務室」が3件（27.3%）、「湯沸場」、「ベランダ」が各2件（18.2%）などとなっています。

### イ 電気設備機器

電気設備機器から出火した火災は138件で、出火箇所別にみると「一般事務室」が65件（47.1%）と最も多く発生しています。機器別にみると、「電気機器等」が79件（57.2%）、「配線器具等」が40件（29.0%）、「電熱器」が19件（13.8%）となっています。

電気機器等79件のうち、「直流電源装置（ACアダプタ含む）」が10件（12.7%）、「蛍光灯」が9件（11.4%）、「充電式電池」が8件（10.1%）などとなっています。

配線器具等40件のうち、「差込みプラグ」が10件（25.0%）、「コンセント」が8件（20.0%）、「コード」及び「屋内線」が各4件（10.0%）などとなっています。

電熱器19件のうち、「ヘアドライヤ」及び「電気クッキングヒータ」が各3件（15.8%）となっています。

## (3) 発見・通報・初期消火の状況

### ア 火災発見者の発見後の行動

「事務所等」の火災162件の発見後の行動をみると、「最初に通報を行った」が74件（45.7%）、次いで「最初に周囲に知らせた」が38件（23.5%）、「最初に消火を行った」31件（19.1%）などとなっており、合計143件（88.3%）が通報、報知及び消火など何らかの行動を起こしています。

また、出火した対象物で自動火災報知設備が設置されていたものは145件（89.5%）で、9割近くを占め、このうち「作動した（奏効）」が38件（26.2%）、「作動の要なし」が107件（73.8%）などとなっています。

### イ 通報状況

通報状況をみると、「発見後すぐ通報した」が81件（50.0%）、「消火後しばらくしてから通報した」が29件（17.9%）、「消火後すぐに通報した」及び「他の人に火災を知らせてから通報した」が各11件（6.8%）などとなっています。

表9 出火原因別出火箇所

出火原因		合計	一般事務室	機械室	台所・調理場	会議室	湯沸場	作業場	廊下	電気室	通信室	食事室	ベランダ	一般店舗	その他	
合計		162	71	10	9	8	7	7	5	4	3	3	3	3	29	
電	ば	こ	11	3	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	4	
	小計	79	43	5	1	4	1	4	3	2	1	3	-	3	9	
電	気	直流電源装置 (ACアダプタ含む)	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		蛍光灯	9	6	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
		充電式電池	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		コンピュータ(本体)	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		LED	6	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2
		電子レンジ	5	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	-
		制御盤	3	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
		印刷機	3	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		コンピュータ(モニタ)	3	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		扇風機	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
設	器	掃除機	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		コンピュータ(プリンタ)	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		分電盤	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		その他の電気機器等	18	4	4	1	2	-	1	-	2	-	1	-	-	3
		小計	40	17	4	5	4	1	-	2	2	1	-	-	-	4
		差込みプラグ	10	7	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
		コンセント	8	2	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		コード	4	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		屋内線	4	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		電磁開閉器	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
機	具	タンブラースイッチ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		配線用遮断器	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		テーブルタップ	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		ジョイントボックス	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
		その他の配線器具等	4	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1
		小計	19	5	-	1	-	2	2	-	-	1	-	-	-	8
		ヘアドライヤー	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
		電気クッキングヒータ	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
		ラミネータ	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		電気ストーブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の電熱器	9	2	-	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	3		
機	器	小計	4	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		大型ガスコンロ	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		ボイラー	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		瞬間湯沸器	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		その他	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
不明	8	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	3		

## ウ 初期消火状況

「事務所等」の火災162件の初期消火状況をみると、「初期消火が行われなかった火災」は93件（57.4%）で、「初期消火が成功した火災」は63件（38.9%）、「初期消火が失敗した火災」は6件（3.7%）となっています。

被害を最小限に抑えるためには、日頃から消防用設備等を適正に維持管理し、通報、消火及び避難が迅速かつ組織的に行えるよう、防火管理体制を確立することが必要です。

## 5 火災事例

### 事例1 「飲食店の厨房から出火し負傷者2人が発生した火災」

出火時分	6月 13時ごろ
用途等	複合用途（飲食店・物品販売店舗等） 耐火造4/2 延1,100㎡
防火管理	該当選任あり 消防計画あり
被害状況	建物ほや1棟 内壁若干焼損等 負傷者2人
概要	

この火災は、複合用途建物の地下1階飲食店内の厨房から出火したものです。

出火原因は、従業員が食用油を入れた両手鍋を大型ガスレンジで火にかけ、揚げ物を作り終えた後に火を消し忘れてしまったため、油が過熱され出火したものです。

従業員は、調理を終えて昼休憩をしていたところ、厨房から煙が出ていることに気づき確認すると、厨房内に黒い煙が充満しているのを発見しました。

火災を発見した後、従業員は同僚に消火を指示し、店長から119番通報を依頼されたため、携帯電話で通報しました。

火災を知らされた同僚は、建物内に設置された粉末消火器を3本使用して消火を実施しましたが、消火には至りませんでした。

### 教訓等

この火災は、食用油を火にかけたまま放置してしまったことにより出火したものです。

飲食店は、限られた人員で多くの仕事をこなすことが多いため、普段通りの作業内容でも、火を消したという思い込みでその場を離れたり、調理中に用事を思い出し、加熱していることを失念してしまう場合があります。防火管理者や店長は、店員に対して火気の使用時、その場を離れないよう指導することが出火防止に繋がります。

また、不特定多数の人が出入りする店舗などでは、出火した際に、従業員等により初

期消火や避難誘導を適切に実施することで被害の軽減を図ることができます。

普段から自衛消防訓練の実施等、火災に備えておくことも重要です。



写真1-1 厨房の焼損状況



写真1-2 出火した鍋の焼損状況

## 事例2 「事務所内のACアダプタから出火した火災」

出火時分 1月 18時ごろ

用途等 複合用途（事務所・飲食店等） 耐火造8/1 延13,000㎡

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ばや1棟 ACアダプタ等焼損

### 概要

この火災は、複合用途建物の8階事務所から出火したものです。

出火原因は、会社員が机上で作業中に、テーブルトップに接続されていたACアダプタのプラグ部分にセキュリティワイヤを挟みこんでしまい、プラグとセキュリティワイヤが接触したため、地絡して出火したものです。

会社員は勤務中に「バチッ」という音がしたため、音の鳴った場所を確認すると、テーブルトップ周辺で段ボールや書類が燃えているのを発見しました。

発見後、燃えている段ボールを床の上で踏みつけ、流し台で水道水をかけて初

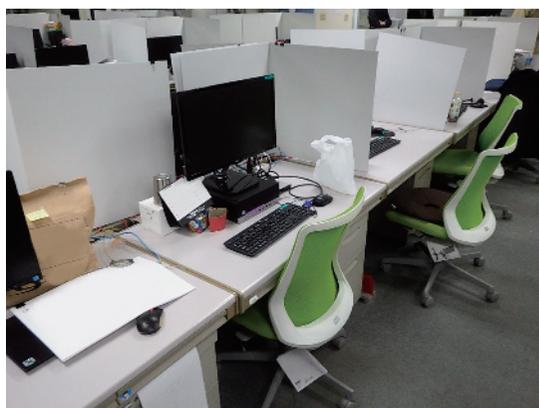


写真2-1 事務所の状況



写真2-2 テーブルタップの焼損状況

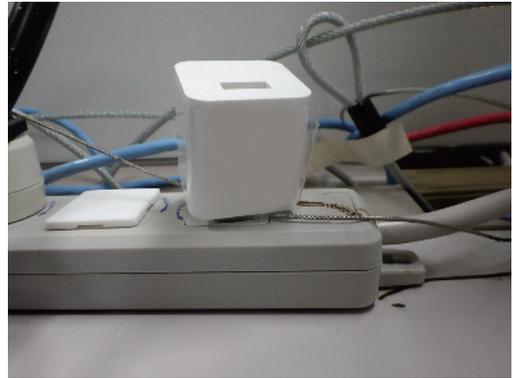


写真2-3 出火時の状況

期消火を行いました。

消火後に、火災のあったことを管理人へ報告し、管轄消防署へ通報をしました。

#### 教訓等

コンセントやテーブルタップに電気機器のプラグを差し込むときは、正確に差し込まれているか、緩みや隙間はできていないか等定期的の確認をしましょう。

金属等の非絶縁物がプラグなどの通電部分に触れてしまうと、導電物を介して地絡したり、短絡を起こして出火してしまいます。また、出火後に火が拡大しないように、燃えやすい物は置かず整理整頓を心掛け、定期的な清掃も実施しましょう。



# 消火器及びエアゾール式簡易消火具の廃棄、 住宅用防災警報器の警報について

## 企画研究部 消費者相談室

当協会では、消費者からの相談や問い合わせに応じるために消費者相談室を設けています。

令和3年度に消費者相談室に寄せられた相談や問い合わせについてまとめると、次のようになりました。

### 1 相談などの件数

令和3年度の相談などの総件数は、197件でした。

品目別の件数、構成比をそれぞれ下表及び下図に示します。

表 令和3年度の消費者相談品目別件数及びその構成比

品目	件数 [件]	構成比 [%]
消火設備関係 (消火器を除く)	2	1
警報設備関係	10	5
避難設備関係	1	1
消火器	12	6
住宅用防災警報器	46	23
エアゾール式簡易消火具	107	54
その他	19	10
合計	197	100

注：「その他」は、品目以外に関する相談などである。

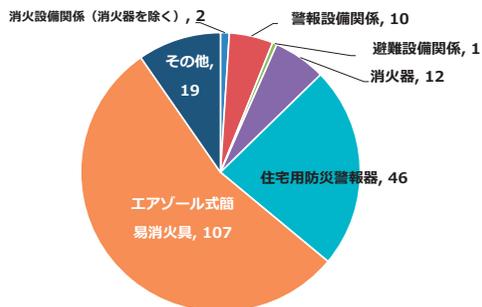


図 令和3年度の消費者相談品目別件数及びその構成比 [%] (円グラフ)

## 2 主な相談の内容

相談が多かった主な品目は、エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器（代替用語（通称）：住宅用火災警報器）、消火器です。また、その内容として、消火器及びエアゾール式簡易消火具については廃棄、住宅用防災警報器については警報に関するものが目立ちました。

そこで、これらの相談に対する具体的な回答を質疑応答として、また、参考に外観の一例を示します。

### (1) 消火器関係

Q： 廃棄するにはどのようにすれば良いですか？

A： 現在消火器には、大きく「業務用消火器」と「住宅用消火器」があります。  
消火器は、一般ゴミとして廃棄することはできません。株式会社消火器リサイクル推進センター、製造者又は販売店にご連絡ください。

※旧規格品である「白色・黄色・青色」の円形標識のみを表示した消火器は、令和4年1月1日以降、消防法令に基づく防火対象物への設置が認められていません。

株式会社 消火器リサイクル推進センター

〒111-0051 東京都台東区蔵前3-15-7 蔵前酒井ビル2階

TEL：03-5829-6773 ホームページ：<http://www.ferpc.jp>

消火器リサイクル推進センターでは廃棄の方法をいくつか定めています。

- ① 特定窓口（全国に約5,000カ所）に引き取りを依頼する。
- ② 指定引取場所（全国に約200カ所）に直接持ち込む。
- ③ ゆうパック（ゆうパック専用コールセンター：0120-822-306）で回収を依頼する。

いずれの場合にも、費用（リサイクルシール代や運搬費）がかかることがあります。

詳しくは、消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。

### (2) 住宅用防災警報器（代替用語（通称）：住宅用火災警報器）関係

Q： 警報が鳴っていますがどうすれば良いですか？

A： まず、実際に火災が発生していないか安全を確認してください。タバコや魚を焼いているときの煙、調理や風呂の湯気、ホコリなどを感知している可能性もあります。

警報を停止させるには、警報停止ボタンを押すか、紐を引っ張ってください。  
なお、煙などが（警報器内に）残っている場合は、一定時間（5～15分）後に再度警報を発することがあります。

#### 【警報音の種類について】

- ・一般的には、「ピーピーピー」は火災又は点検で作動させた時に鳴ります。
- ・「ピッ、ピッ、ピッ」と間隔を開け断続的に鳴っている場合は、故障です。機器を取り替えてください。
- ・定期的に「ピッ」と鳴っている場合は、電池切れです。電池を交換してください。なお、電池切れ警報が出て、設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、住宅用火災警報器本体の交換をお奨めします。

いずれの場合も、取扱説明書や住宅用防災警報器（本体裏側）に記載されている製造者又は販売店にお問い合わせください。

一般的に住宅用防災警報器は、機器を設置側（天井や壁）に少し押し込みながら反時計回りにひねると外すことができます。取扱説明書をご確認ください。

### (3) エアゾール式簡易消火具関係

Q： 廃棄するにはどのようにすれば良いですか？

A： 外観に腐食などの異常がないか十分安全を確認して、殺虫剤や化粧品のスプレー缶と同様に、安全な場所で内部の消火薬剤、ガスを完全に抜いてください。

#### 【一般的な廃棄方法：消火薬剤が液体の場合】

- ・屋外の周りに人がいない安全な場所で、大きなビニール袋の中に新聞紙などを数枚丸めて入れ、入れた新聞紙などに消火薬剤を吸い取らせるようにして、消火薬剤及びガスの全量を放射してください。
- ・万一、肌に付いた場合には、水で洗い流してください。
- ・目に入った場合は、水で洗い流して専門医の診察を受けてください。
- ・消火薬剤を吸い取らせた新聞紙などは燃えるゴミとして、また、容器はお住まいの市町村のゴミ分別に従って処分してください。

製造者のホームページに写真付きで廃棄方法が公開されています。

例) <http://www.maruyamaexcell.co.jp/0021/05fire/FAQ.html#Q8>  
<https://youtu.be/eZINmVjOwrk>  
<https://youtu.be/TM-KDR9hT6g>

なお、消火薬剤がハロンの場合の廃棄は、製造者又はお住まいの市町村の環境・清掃部局にご確認ください。

#### ＜参考＞ 外観の一例

住宅用消火器	住宅用防災警報器	エアゾール式簡易消火具
	 天井設置タイプ      壁設置タイプ	

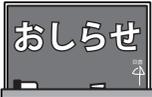
### 3 相談などの問い合わせ先

日本消防検定協会（ホームページ <http://www.jfeii.or.jp>）

受付時間 10：00～12：00、13：00～16：00（土日祝日を除く）

- ・ 本所 消費者相談室（企画研究部内）  
〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16  
TEL：0422-44-8451 FAX：0422-47-3991（代表）  
e-mail：gyoumuka@jfeii.or.jp
- ・ 大阪支所 消費者相談室  
〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル4階  
TEL：06-6363-7472 FAX：06-6363-7475  
e-mail：osaka@jfeii.or.jp
- ・ 虎ノ門事務所 消費者相談室  
〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル16階  
TEL：03-5962-8904 FAX：03-5962-8905  
e-mail：toranomon@jfeii.or.jp

検定協会だより 令和4年12月



## 有効期限を経過した受託評価品目

### 【地区音響装置】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評音第19～1号	H19.10.18	東京都品川区上大崎二丁目10番43号	ホーチキ株式会社	R4.10.17

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

業界の動き

—会議等開催状況—

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和4年11月14日）

- ・住宅用火災警報器関連の報告他  
検定申請個数等の定例報告
- ・消防機器等製品情報センター運営会議の結果について
- ・事務局長会議の結果について
- ・火災予防業務協力者の受賞者決定について（東京消防庁）
- ・令和4年秋の褒章（消防関係）について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和4年12月5日）

- ・点検実務検討小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和4年11月17日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
- ・次年度の活動計画（案）について
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（令和4年11月24日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和4年11月25日）

- ・火報企画小委員会報告について
- ・火報システム自主管理専門委員会報告
- ・次年度事業計画（案）について
- ・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（令和4年11月30日）

- ・交換推進WGについて
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・九州ブロック女性防火クラブ幹部研修会報告について
- ・第116回全国消防長会予防委員会報告について
- ・住宅防火防災推進シンポジウムin高松報告について
- ・委員長連絡会について

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第8回 企業委員会

（令和4年11月10日）

- ・検定等申請・回収状況
- ・機器協会 会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告

○第7回 技術委員会

（令和4年11月18日 対面・Web併用会議）

- ・消火器の検定細則について

### ◆（一社）日本消火装置工業会◆

#### ○第425回「技術委員会」

（令和4年11月11日 日本消火装置工業会）

- ・「建築設備計画基準 令和3年版」「建築設備設計基準 令和3年版」の改定について
- ・「消防用設備等に係る着工届・設置届の添付書類作成テキスト（仮）に係る編集会議」について
- ・その他

#### ○第210回「第一部技術分科会」

（令和4年11月18日 日本消火装置工業会）

- ・閉鎖型スプリンクラーヘッドの定義・分類・文書表記について
- ・Liイオン蓄電池に対するSP設備の効果確認実験関係
- ・その他

#### ○第205回「第二部技術分科会」

（令和4年11月17日 日本消火装置工業会）

- ・PFOS交換等のリーフレットについて
- ・水質汚濁防止法に関するリーフレットについて
- ・技術的留意事項の解説について
- ・その他

#### ○第187回「第三部技術分科会」

（令和4年11月15日 日本消火装置工業会）

- ・CO<sub>2</sub>法令改正ガイドラインについて
- ・閉止弁の認定等について
- ・標識板の自主認定基準について
- ・CO<sub>2</sub>マニュアル等編集会議について
- ・点検票の様式の改正等の意見募集（パブコメ）について
- ・その他

### ◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

#### ○総務委員会

（令和4年11月29日 会場・web併用会議）

- ・シャシ遅れの現状について（いすゞ自動車販売(株)、日野自動車(株)からの聞取り）
- ・事務局長会議報告について
- ・第61期定時総会、同懇親会及び功労者表彰式、同祝賀会の開催について
- ・第62期定時総会の開催日について
- ・令和5年新年名刺交換会・新年互礼会について
- ・令和5年度ポンプ協会功労者表彰・機器協会表彰候補者について
- ・長官表彰について
- ・褒章伝達式について
- ・日本消防設備安全センター助成金について
- ・防衛省助成金について
- ・今後の予定について

## 協会通信

・その他

### ○大型技術委員会

(令和4年11月18日 web会議)

- ・動力消防ポンプの規格省令について
- ・その他

### ○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和4年11月18日 web会議)

### ○はしご細則WG・検定協会合同会議

(令和4年11月18日 web会議)

- ・品質評価細則（はしご車、放水塔車他）の見直しについて
- ・その他

### ○小型技術委員会（令和4年11月10日）

- ・動力消防ポンプの規格省令について
- ・その他

### ○小型技術委員会

(令和4年11月17日 web会議)

- ・動力消防ポンプの規格省令について
- ・その他

### ○小型技術委員会

(令和4年11月24日 web会議)

- ・動力消防ポンプの規格省令について
- ・その他

協会通信

検定協会だより 令和4年12月

## 新たに取得された型式一覧

### 型式変更承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
差動式スポット型感知器 (試験機能付)	感第 2021~21~1号	ニッタン株式会社	2種(12V、70mA)、非防水型、普通型、 再用型	R4.10.18
P型2級受信機 (蓄積式)	受第 18~7~2号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時 間50秒	R4.10.7
定温式住宅用防災 警報器	住警第 2020~5~1号	パナソニック 株式会社	電池方式(DC3V、300mA)、無線式、連動型、 自動試験機能付	R4.10.18
	住警第 2020~5~2号	パナソニック 株式会社	電池方式(DC3V、300mA)、無線式、連動型、 自動試験機能付	R4.10.18

### 品質評価 型式評価

種 別	型式番号	依頼者	型 式	承認年月日
消防用吸管	S0310005	オーサカゴム 株式会社	呼称90、合成ゴム、使用温度範囲(-25~ 40℃)	R4.10.25
消防用結合金具	C01AD07A	株式会社 立売堀製作所	使用圧2.0、差込式差し口、呼称40	R4.11.8
	C20BD02A	株式会社モリタ	使用圧2.0、差込式受け口、呼称40	R4.10.12
	C20BE02A	株式会社モリタ	使用圧2.0、差込式受け口、呼称50	R4.10.12
	C20BF03A	株式会社モリタ	使用圧2.0、差込式受け口、呼称65	R4.10.12

## 認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・ 非常電話	認評放第 2022～8号	ニッタン株式会社	AC100V	R4.10.25

## 認定評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・ 増幅器及び操作部	認評放第 27～5～2号	株式会社JVCケンウッド・ 公共産業システム	AC100V、最大2880W	R4.10.18

## 特定機器評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特定警報避難機器	特評第282号	ナカ工業株式会社	降下型避難機器 (UDW - h)	R4.10.3
	特評第283号	ナカ工業株式会社	降下型避難機器 (UDW - g)	R4.10.3

## 検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	1	12	2,670	101.3	119.4
	小型	0	0	49	447,441	88.4	105.3
消火器用消火薬剤	大型用	0		2	155	96.9	156.8
	小型用			7	5,444	51.8	96.4
泡消火薬剤		0		34	244,500	138.5	96.8
感知器	差動式スポット型	0	0	35	217,313	54.8	120.0
	差動式分布型	0	0	10	6,690	115.2	131.7
	補償式スポット型	0	0	1	60	12.0	8.4
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	皆減
	定温式スポット型	0	0	35	102,911	60.2	120.1
	熱アナログ式スポット型	0	2	12	13,391	116.6	155.2
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	皆減
	光電式スポット型	0	0	49	148,002	94.9	115.3
	光電アナログ式スポット型	0	0	27	63,148	104.2	148.4
	光電式分離型	0	0	5	160	66.1	148.0
	光電アナログ式分離型	0	0	1	7	8.3	86.9
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	皆増
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	3	166	皆増	104.6
	赤外線式スポット型	0	0	11	1,071	69.5	138.2
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	56.8
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	12	31,398	136.7	146.3
	P型2級	0	0	9	4,489	142.4	148.6
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		3	0	99	48,288	90.5	113.3
受信機	P型1級	0	0	50	3,330	111.8	110.7
	P型2級	0	0	21	6,470	96.5	102.8
	P型3級	0	0	2	600	皆増	皆増
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	9	143	100.7	153.6
	G型	0	0	7	14	175.0	125.4
	GP型1級	0	0	14	56	155.6	109.3
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	11	49,138	134.5	140.9
GR型	0	0	22	371	113.8	106.9	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	0	0	42	186,440	153.4	124.6	
流水検知装置	0	0	44	2,515	114.7	121.2	
一斉開放弁		0	0	15	1,543	164.5	94.4
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	24	48.0	127.3
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	25	14,854	77.9	108.4
緩降機		0	0	3	393	55.4	106.7
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	19	76,210	105.4	77.0
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	1	0	53	431,171	130.1	88.8
合計		4	3	752	2,110,576	97.0	106.9

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

## 受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-	
音響装置	0	0	0	0	0	-	60.8	
予備電源	0	0	0	2	21,668	107.8	103.7	
外部試験器	0	0	0	3	70	52.6	83.0	
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	0	皆減	63.5
	受信装置等	0	0	0	0	0	-	150.0
光警報装置		0	0	0	0	0	-	皆増
	光警報制御装置	0	0	0	0	0	-	600.0
屋外警報装置		0	0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	1	10,000	142.9	149.1	
蓋圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	486,000	99.4	105.5	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	5	2,502	28.3	84.5	
消火設備用消火薬剤	0	0	0	5	79,888	85.5	103.5	
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	0	71	122	82.4	80.6	
	可搬消防ポンプ	0	0	9	251	124.9	101.4	
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	4	990	247.5	100.9	
	呼称65以下のもの	0	0	2	40	57.1	107.4	
消防用ホース	平 40を超えるもの	0	0	11	15,057	52.6	91.1	
	平 40以下のもの	3	0	4	5,030	28.1	61.7	
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	0	5	6,000	150.0	103.8
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	皆減	1,200.0
消防用結合金具	差込式	0	0	32	86,644	81.1	81.0	
	ねじ式	0	0	26	13,116	90.1	99.1	
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	-
	同一形状	0	0	1	144	4.4	7.4	
漏電火災警報器	変流器	0	0	8	3,787	99.1	126.5	
	受信機	0	0	8	2,010	87.0	106.3	
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	18,990	28.2	129.5	
特殊消防ポンプ自動車	2	0	0	25	27	65.9	69.4	
特殊消防自動車				0	0	0	皆減	21.9
可搬消防ポンプ積載車	0	0	1	1	2	200.0	100.0	
ホースレイヤー	0	0	0	2	6	皆増	94.4	
消防用積載はしご	1	0	0	5	77	34.5	84.2	
消防用接続器具	1	0	0	15	2,912	55.4	95.0	
品質評価業務				確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
外部試験器の校正				10	33	76.7	77.7	
オーバーホール等整備				6	6	300.0	122.2	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
地区音響装置	0	0	0	22	26,440	78.2	144.2	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	43	6,124	122.3	120.4	
	放送設備	0	2	13	73	74,255	84.9	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	-	-	
	構成部品	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	2	0	2	7	1,565	134.3	102.3
	2号消火栓	0	0	0	3	710	108.2	84.4
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	6	490	118.1	136.2
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	アスル	0	0	0	23	7,897	77.8	110.4
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	9	15,321	28.1	72.1	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	2	17	13,550	168.3	168.4	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備 (評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		1	0	58	16	16	177.8	124.7
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	1	18	21,293	123.0	85.2
受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
受託試験 (契約等)	0							
受託試験 (その他の契約等)				2	2	200.0	110.0	
評価依頼 (基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 編集 後記

今年も残り僅かとなりましたが、ここで令和4年を振り返ってみたいと思います。

3年目となった新型コロナウイルス感染症については、従来株の変異種である「オミクロン株」が7月から感染拡大し、さらに感染力が強いとされるBA.4-5というオミクロン株の亜系統の爆発感染が発生しました。ピーク時は1日の感染者数が25万人を超えることもありましたが、幸いにして、上気道の炎症にとどまるなど重症化リスクが高くなかったこともあり、その後、患者数は低減傾向となりましたが、10月以降に再度増加に転じました。

一方で、感染防止と経済活動の両立を目指す政府の方針の下で、国の補助金である地方創生臨時交付金を財源に、主に都道府県が主体となった観光事業への支援施策「県民割」が始まりました。これは、後に「ブロック割」、「全国旅行支援」と旅行対象の範囲が拡大されることになりました。さらに10月からは水際対策も大幅に緩和され、再び外国人観光客が日本を訪れるようになりました。

また、ロシアのウクライナへの軍事侵攻、原油高、

円安などにより、我が国の物価への影響も徐々に大きくなり、ガソリン価格や電気料金の引下げに政府が介入する事態となりました。特に、冬に需要のピークとなる電力については、夏にもあった国民への節電要請が再度なされました。

そのほか、北海道知床半島沖での観光船沈没事故など悲しい出来事もありましたが、MBLエンジェルスの大谷翔平選手の投打に渡る活躍が明るい話題として記憶に残るところです。

さて、今月号では、千葉県消防局長の白井一広様には巻頭のことばを、東京消防庁予防部調査課からは「東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の火災状況」をご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

1月号では、消防庁長官の前田一浩様をはじめ、全国消防長会会長の清水洋文様、関係工業会の各代表の皆様には新年のご挨拶をご寄稿いただき、当協会からは「表面張力計の更新について」などを掲載する予定です。

## 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail  
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル4階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル16階  
TEL 03-5962-8901 FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。  
e-mail: kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会